

NEWS LETTER

Institute of Social Safety Science

地域安全学会ニュースレター No. 118

—目次—

1. 第49回（2021年度）地域安全学会研究発表会（秋季）報告 1
2. 2022年度地域安全学会総会・第50回地域安全学会研究発表会（春季）・一般公開シンポジウム等のご案内 9
3. 第50回（2022年度）地域安全学会研究発表会（春季）一般論文募集 11
4. 2021年地域安全学会論文賞および地域安全学会年間優秀論文賞審査報告 14
5. 寄稿
広域避難における国の関与の必要性と自治体の役割：
国民保護法に基づく避難からの示唆
中林 啓修（国士舘大学） 16
6. 地域安全学会からのお知らせ
(1) 安全工学シンポジウム 2022 の講演募集 23
(2) 第51回（2022年度）研究発表会（秋季）査読論文（地域安全学会論文集No.41）の募集と投稿方法 24



地域安全学会ニュースレター
ISSS News Letter

No. 118

2022. 2

1. 第 49 回(2021 年度)地域安全学会研究発表会(秋季)報告

第 49 回(2021 年度)地域安全学会研究発表会(秋季)は、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を鑑み、参加者の皆様、大会を支えるスタッフ等の安全確保や感染症の拡大防止のため、今年度はオンラインにて、令和 3 年 10 月 30 日(土)～10 月 31 日(日)の 2 日間、開催されました。受理された 56 編の論文のうち審査を通過した 43 編の査読論文の口頭発表が行われた他、23 編の一般論文の口頭発表が実施されました。また、査読論文に対しては、地域安全学会論文奨励賞の審査が行われ、その結果、3 名が選考されました。また、一般論文に対しては優秀発表賞の審査が行われ、2 名が選考されました。

(1) 査読論文部門発表会での討論

第 1 日目 : 10 月 30 日(土)～第 2 日目 : 10 月 31 日(日)

第 1 セッションでは、(1)復興におけるコミュニティ単位の構造と住民参画のあり方、(2)陸前高田市を対象とした事前高台移転による有益性の検討、(3)地理的リスクと災害の記憶が住民の防災行動に及ぼす影響の分析、(4)消防団員の属性に着目した消防団の持続可能性に関する調査、(5)地震火災時の不完全情報下におけるリアルタイム避難誘導による安全限界時刻の判定手法の評価検証、(6)災害時遊休民間施設(パチンコ店)のコミュニティ避難拠点空間としての地理的立地特性の考察、の計 6 編の研究発表が行われた。これに対して、大槌町において地域特性に合わせた復興事業を展開できた理由について、マクロな観点での事前高台移転の被害軽減効果の検討について、小被害の災害の記憶が住民の防災行動に与える影響について、性差による消防団の入団経緯・退団理由等の違いや操法訓練の負担が入団者数に与える影響について、安全限界時刻のリアルタイム判定に要する計算時間や安全限界時刻の不確実性について、パチンコ店駐車場の災害時利用に対する経営者の意識について、等、Zoom 上およびチャットにて合計 13 件程度の質疑応答がなされた。(村上正浩)

第 2 セッションでは、(1)震災時の都市部における帰宅困難リスクの定量化に関する研究、(2)火山災害対応における認知バイアスを克服するための訓練ツール、(3)歩行実験に基づく津波避難誘導標識の設置間隔の検討、(4)新たな避難所要時間予測手法を用いたリードタイムを有する災害の避難判断支援の検討、(5)空撮・衛星画像と数値解析を用いた東日本台風時の那珂川流域における浸水状況の推定、の計 5 編の研究発表が行われた。これに対して、都市部、郊外部および地方部の帰宅困難リスクの違いについて、道路幅員などの特性が帰宅困難リスクに与える影響について、マスメディアの雲仙普賢岳の火砕流対応(1991)について、認知バイアスがあることの是非について、津波避難誘導標識の設置箇所と経路の設定に関する諸条件について、避難所要時間の提示が自治体に与える負担や責任の帰属について、避難時の要配慮者の身体的負担について、衛星 SAR 画像や空撮画像と汎用解析との比較、解析の諸条件と実被害との整合性について等、Zoom 上およびチャットにて活発な質疑応答がなされた。(望月智也)

第 3 セッションでは、(1)福岡県東峰村における時空間的な情報統合による災害リスク・コミュニケ

ーション手法の検討、(2) 千葉県における令和元年台風 15 号による地域高齢者の被災状況と災害対応での課題、(3) 2011 年紀伊半島大水害の経験を踏まえた公共土木施設災害復旧における現場対応の課題について、(4) 地震火災時における住民の対処行動想起を目的とした防災学習の効果、(5) 要配慮者の避難支援を主目的とした「災害にも強い地域支え合いマップ」づくりの実践と評価、(6) ハザードマップのデザイン性に関する研究、の計 6 編の研究発表が行われた。これに対して、マップに記載される老朽建築の扱いについて、地域包括ケアセンターの災害時タスクについて、他自治体でも同様の現場対応の課題が挙げられそうかについて、防災学習の持続性について、取り組みに対する地域住民の反応について、地図としての確からしさと防災マップとしての確からしさの関係について等、Zoom 上およびチャットにて合計 17 件程度の質疑応答がなされた。(池内淳子)

第 4 セッションでは、(1) 避難行動要支援者名簿活用に向けた制度設計・運用プロセスにおける課題に関する研究、(2) 災害時における市町村議会議員の活動実態と役割意識に関する研究、(3) 関西広域連合によるカウンターパート方式に関する考察、(4) 基礎自治体の災害対応における地域内資源の活用のために必要な要素に関する実証的研究―「普遍化」「越境」「連携」に着目した分析―、(5) 被災子育てケア労働軽減のための支援枠組みの検討―平成 30 年 7 月豪雨災害における岡山県倉敷市真備町の事例分析より―、の計 5 編の研究発表が行われた。これに対して、令和 3 年の個人情報保護法改正による避難行動要支援者名簿等の利用における今後の影響可能性、総務省の応急対策職員派遣制度など各応援制度の関係性、自治体の災害業務種別による災害対応に必要となる資源の相違点、災害時の子育て支援策の自治体 BCP 等での重要性など、Zoom 上およびチャットにて合計 14 件程度の質疑応答や今後の研究活動への提案など意見交換が活発に行われた。(宇田川真之)

第 5 セッションでは、(1) 東日本大震災の震災伝承施設の実態把握と効果的な利活用のための提案、(2) 全国で展開される防災教育教材の現状分析、(3) 米国 FEMA における事前防災に関する考察、(4) 構成概念妥当化パラダイムを用いた防災リテラシー尺度の開発および、(5) 民間施設を活用した災害時入浴支援の効果推計とその課題の抽出という 5 編の報告が行われた。様々な分野からの特色ある報告が行われたセッションであったが、各報告では、分析手法の確認や妥当性について活発な質疑が行われたほか、第 5 報告をめぐっては民間施設の活用のためのインセンティブ策の是非などが議論された。(中林啓修)

第 6 セッションでは、(1) 川崎市における建物倒壊危険度評価と空き家撤去によるリスク軽減効果、(2) BLE ビーコンを活用した津波避難訓練行動モニタリングシステムの開発、(3) 土石流高さに注目した数値解析に基づく木造家屋の倒壊危険度評価、(4) 旧耐震基準の住宅棟数減少と南海トラフ地震における災害廃棄物低減量に関する検討、(5) 緊急輸送道路を補完する道路ネットワークの設定方法に関する研究、の計 5 編の研究発表が行われた。これに対して、地震動に対する建物被害予測手法の精度、土石流の粒径の違いが建物被害に与える影響、解析メッシュサイズの差が災害廃棄物の推定結果に与える影響等に関して、リアルタイムおよびチャットによる質疑応答がなされた。(丸山喜久)

第 7 セッションでは、(1) 地域企業の新型コロナウイルス感染症に対する事業継続対策の考察～宮城県内企業を中心に～、(2) 新型コロナウイルス感染症流行に対する近畿圏内上場企業の対応実態に関する調査報告、(3) 郊外丘陵住宅地を対象とした土砂災害リスク適応型防災ワークショップに関する研究―

八王子市K地区でのケーススタディー、(4)地震火災に対する広域避難対策に関する研究―出勤時間帯を対象とした避難場所の収容能力の評価―、(5)災害対応プロセスを通じた災害時のマネジメント業務に対する被災経験基礎自治体職員と災害マネジメント総括支援員等の比較分析―平成30年7月豪雨から令和元年東日本台風までの災害を対象として―、の計5編の研究発表が行われた。これに対して、感染症対策に寄与した東日本大震災の経験、感染症に対するBCPの効果、ワークショップ参加者の災害危険性認知程度、出勤途上者の地震発生時の帰宅または通勤行動、受援者側が支援者側になるために必要な経験、等について、Zoom上およびチャットにて合計12件程度の質疑応答がなされた。(竹谷修一)

第8セッションでは、(1)災害とともに生きる文化に関する態度尺度の初期検討：「災害共生文化態度尺度」の開発に向けた適用分析と検証、(2)豪雨災害被災地における子育て支援に関する研究―子育てをめぐる労働配分に着目して―、(3)災害リスク・コミュニケーション・ワークショップは防災リテラシーを高めたか―傾向スコア分析による効果検証―、(4)インクルージョン・マネージャーに特徴的なコンピテンシーの考察～データ対話型理論を用いた分析～、(5)組織間連携を目的とした防災研修プログラムの開発プロセスと枠組みに関する考察、(6)地域防災活動のファシリテーションにおける「形」の提案、の計6編の研究発表が行われた。これに対して、教育学などを用いた分析結果の新たな解釈の可能性について、背景要因としてのジェンダー・ギャップとの関係性について、キーパーソンの属人的な能力を組織的対応として実現する可能性について、難易度の高いプログラムをファシリテーターの支援なしに実施可能な方法論の開発について等、Zoom上およびチャットにて活発な質疑応答がなされた。(小林秀行)

(2) 2021 年 論文奨励賞審査報告

地域安全学会 学術委員会

今年、査読論文（研究発表会（秋季））の募集に対し、受理（査読対象）された 56 編について査読者および学術委員会による厳正な審査の結果、43 編の論文が掲載可と判定された。この査読論文を掲載した地域安全学会論文集 No.39 が 2021 年 10 月に発行され、10 月 30～31 日に開催された第 49 回（2021 年度）地域安全学会研究発表会（秋季）において査読論文の発表が行われた。なお、2021 年 3 月発行の査読論文（電子ジャーナル）については、地域安全学会論文集 No.38 として No.39 と共に合本印刷されている。

大会での査読論文発表の終了後、2021 年地域安全学会論文奨励賞の審査がおこなわれた。ここでは、その審査要領と審査結果について報告する。

■「地域安全学会論文奨励賞」の審査要領

1. 授賞対象者

「地域安全学会論文奨励賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」に掲載された「研究発表会（秋季）査読論文」の筆頭著者でかつ研究発表会(秋季)で発表を行なった者であり、研究実施または論文作成において指導を受ける立場にある 40 歳（当該年度 4 月 1 日時点）未満の者とする。ただし、実務者等は研究歴等を考慮し年齢規定を緩和することもある。再受賞は認めない。

2. 審査方法

- 1) 学術委員会委員全員、および学術委員長が委託する若干名から構成される審査会が審査を行なう。
- 2) 審査は、当該論文の新規性、有用性、完成度、および、研究発表会（秋季）当日の発表、質疑への応答を評価の対象として加える。
- 3) 審査の実施細目は別途定める。

3. 表彰

- 1) 賞は「地域安全学会論文奨励賞」と称する。
- 2) 「地域安全学会論文奨励賞」の表彰は、賞状並びに記念メダルを贈り、これを行なう。
- 3) 表彰は選考された次年度の地域安全学会総会で行なう。

■審査概況（2021 年地域安全学会論文奨励賞）

1. 審査会

2021 年の審査は、12 名の学術委員と、学術委員長が委託した 1 名の地域安全学会理事（村尾会長）で構成される審査会が、受賞対象に該当する査読論文に対して行われた。なお今年度はオンラインにて開催した。

2. 審査方法

審査対象論文の共著者である審査委員は、当該論文の審査から除外し、審査委員は除外された論文以外の全ての論文に対して審査を行った。各審査委員は、「地域安全学会論文奨励賞」候補について選出し、審査会において候補について審議し受賞対象者を決定した。

■審査結果（2021 年地域安全学会論文奨励賞）

審査会における審議の結果、以下の 3 編の論文の筆頭著者が選出された。

- ・「東日本大震災復興事業データをを用いた陸前高田市中心市街地の事前高台移転による有益性に関する研究」
東野 幹久（東北大学）
- ・「基礎自治体の災害対応における地域内資源の活用のために必要な要素に関する実証的研究 —「普遍化」「越境」「連携」に着目した分析—」
寅屋敷 哲也（人と防災未来センター）

- ・「全国で展開される防災教育教材の現状分析 ～学習指導要領との関係性を踏まえた今後の防災教育のあり方～」

池田 真幸（防災科学技術研究所）

(3) 第 49 回地域安全学会研究発表会における優秀発表賞について

地域安全学会 表彰委員会

地域安全学会では、春季・秋季研究発表会での一般論文の研究発表（口頭発表・ポスター発表）を対象として優秀発表賞を平成 24 年度に創設し、表彰を行っております。令和 3 年 10 月 31 日にオンラインで実施された第 49 回（2021 年度）地域安全学会研究発表会(秋季)におきましては、23 編のポスター発表（オンライン）が行われました。優秀発表賞は、発表者の中から応募登録された方を選考対象としています。

発表時に、下記の審査要領に従って採点を実施し、採点終了後、優秀発表賞審査会を開催して厳正なる選考を行いました。審議の結果、以下の方々を授賞対象者として選出いたしましたことをここに報告いたします。

- ・岡田 恵実（豊橋市役所防災危機管理課）
「豊橋市役所における横のつながりを考える研修」
- ・荻田 亜美（東京工業大学大学院 環境・社会理工学院建築学系）
「U-Net を用いた旧版地図からの市街地抽出」

（並びは五十音順）

なお、この選考結果につきましては、既に学会ホームページにおいて発表しました。表彰状は、来年度の春季発表会の懇親会にて授与する予定です。

今後の研究発表会におきましても、引き続き優秀発表賞の選考を行いますので、奮って投稿・発表していただきますようお願いいたします。

「地域安全学会優秀発表賞」審査要領

地域安全学会表彰委員会

（平成 24 年 5 月 26 日制定）（平成 28 年 3 月 26 日改定）（令和 2 年 4 月 17 日）

1. 授賞対象者

「地域安全学会優秀発表賞」の授賞対象者は、地域安全学会 研究発表会（春季・秋季）もしくはオンライン研究報告会での一般論文の研究発表（口頭発表・ポスター発表・オンライン口頭発表）の発表者であり、原則、研究実施または論文作成において指導を受ける立場にある 40 歳（当該年度 4 月 1 日時点）未満の者とする。ただし、実務者等は研究歴等を考慮し年齢規定を緩和することもある。再受賞は認めない。また、予定された発表者ではない代理発表者及び一般論文登録時に審査を希望しない旨登録した者は対象外とする。

2. 審査方法

- 1) 表彰委員会委員全員、学会長・副会長、学術委員会委員長・副委員長、学術委員会電子ジャーナル部会長・副部会長、春季研究発表会実行委員長、秋季研究発表会実行委員長、および別途指名される採点委員から構成される優秀発表賞審査会が審査を行う。
- 2) 採点委員は、研究発表（口頭発表、ポスター発表もしくはオンライン口頭発表）時に、評価シートを用いて各発表者の採点を行う。
- 3) 優秀発表賞審査会では、すべての採点委員により提出された評価シートに基づいて審議を行

い、受賞者を決定する。

4) 審査の実施細目は別途定める。

3. 表彰

1) 賞は「地域安全学会優秀発表賞」と称する。

2) 「地域安全学優秀発表賞」の受賞者には、賞状を贈呈する。

3) 受賞者発表および表彰式については実施細目に定める。

以 上

(4) 第 48 回地域安全学会研究発表会（春季）における優秀発表賞の表彰

地域安全学会 表彰委員会

第 49 回地域安全学会研究発表会（秋季）1 日目の査読論文発表会終了後に、第 48 回地域安全学会研究発表会（春季）において、優秀発表賞を受賞された 3 名の会員（北川夏樹さん、久保俊一郎さん、小林純平さん）の表彰式が行われ、村尾会長より賞状の内容が読み上げられたのち、各受賞者から受賞のコメントを頂きました。



2. 2022 年度地域安全学会総会・第 50 回地域安全学会研究発表会 (春季)・一般公開シンポジウム等のご案内

2022 年度地域安全学会総会・春季研究発表会は、2018 年 7 月豪雨災害からの復興とともに南海トラフ地震の事前復興にも取り組む愛媛県下を主会場として開催します。なお、今回は感染症対策に配慮して Zoom によるオンライン参加も可能とします。奮ってご参加ください。

日 時：2022 年 5 月 20 日(金) ～ 5 月 21 日(土)

会 場：

- 研究発表会・総会： **愛媛大学城北キャンパス共通講義棟A/工学部講義棟**
(愛媛県松山市文京町)
- 懇親会： **愛媛大学城北キャンパス校友会館 1F Maple (メイプル)**
(愛媛県松山市文京町)
- 一般公開シンポジウム： **愛媛大学城北キャンパスグリーンホール(予定)**
(愛媛県松山市文京町)
- オンライン： Zoom ミーティング (ID 等は参加登録者に後日通知)

宿 泊：今回は、学会による宿泊斡旋は行いません。各自でご手配をお願いします。

※ なお、参加者の延べ宿泊数が100人泊以上に達しますと、「コンベンション開催助成金」の交付対象となりますので、どうかご協力のほど、よろしくお願いいたします。

日 程：

5 月 20 日(金)

(愛媛大学城北キャンパス共通講義棟 A/工学部講義棟, Zoom ミーティング)

- 第50回(2022年度)地域安全学会研究発表会(春季)[12:30~]
- 2022年度地域安全学会総会, 表彰式(年間優秀論文賞, 論文奨励賞, 優秀発表賞)

(愛媛大学城北キャンパス校友会館 1F Maple)

- 懇親会 [18:00~]
 - 食事内容：愛媛の魚菜と銘酒をお楽しみいただきます。
 - 会費：6,000 円程度(現金支払いのみ)
 - 定員：先着 40 人(完全事前予約制)

※ 感染症対策には万全を期しますが、開催地・会場における感染症対策方針によっては開催がキャンセルとなる場合があります。

5 月 21 日(土)

(会場：愛媛大学城北キャンパスグリーンホール(予定))

- 一般公開シンポジウム [9:30~11:30]

テーマ：「2018 年 7 月豪雨災害からの復興と南海トラフ地震の事前復興」

- 基調講演：谷川和久氏(西予市危機管理課)
- パネルディスカッション
 - コーディネータ 森伸一郎氏(愛媛大学)
 - パネリスト 松村暢彦氏(愛媛大学)
 - 神原咲子氏(高知県立大学)

加藤孝明氏（東京大学）
岡田文夫氏（愛媛県防災危機管理課）
森脇 亮氏（愛媛大学）

- 視察バスツアー [12:00 ~ 18:00 松山空港, 18:30JR 松山駅]
テーマ：「西予市野村町野村肱川流域浸水地域復興状況ガイドツアー」
12:00 (一般公開シンポジウム終了後)愛媛大学城北キャンパス正門発
14:00 西予市野村町乙亥会館着
(現地におけるガイドツアー)
16:00 乙亥会館発
18:00 松山空港着 ※参考 東京行 ANA19:30, JAL19:05; 大阪行 ANA19:25, JAL19:20
18:30 JR 松山駅着予定
- 公開シンポジウム終了後バスで出発。
- 参加費：4,000 円程度（お弁当代込み）
- 定員：40 人まで（事前先着申込制; 運行バス 1 台限り）：詳細は次号のニューズレター(4 月発行)に掲載しますが、早めのお申込みをお願いします。

※ なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる今後の情勢によっては、研究発表会等のオンライン開催(のみ)への移行、一部企画の開催中止など、予定が変更となる場合があります。その場合、開催予定の 1 ヶ月前を目途に学会 Web サイト、会員向け ML 等にてお知らせ致します。

要事前参加登録：

参加予定の方は、個人ごとに事前参加登録をお願いします。4 月 22 日(金)までに、下記 URL の参加申込用フォームにてご登録ください。

(筆頭著者として論文投稿される方は、この「参加登録」とは別に、「論文登録」もお願いいたします。)

なお、懇親会、視察バスツアーへの参加については、いずれも先着順になりますのでお早めに申し込みをお願いいたします。

— 参加登録フォーム URL —

<https://forms.gle/XB9ftCdG5uAWAybu7>

※ クリックしても登録フォームが開かない場合は、上記の URL をブラウザのアドレスバーにコピー&ペーストしてアクセスしてください。

— 参加申込フォーム記入事項 —

- メールアドレス
- 氏名
- 所属
- 春季大会への参加形態の予定
- 懇親会(5/20)参加希望の有無
- 視察ツアー(5/21)参加希望の有無
- 携帯電話番号
- 宿泊予定先・宿泊予定期間 ※コンベンション開催助成金申請に必要ですので、ご協力願います。

* ご登録いただきました内容は、春季研究発表大会関連の連絡・事務のみに使用させていただきます。

※ 参加登録された方には実行委員会から登録確認のメールを差し上げますが、処理の都合上、登録から確認のご連絡まで数日のタイムラグが生じる場合がありますので、予めご了承ください。

3. 第50回(2022年度)地域安全学会研究発表会(春季)一般論文募集

(1) 投稿要領

地域安全学会 総会・春季研究発表会実行委員会

会員各位におかれましては、お忙しい日々をお過ごしのことと存じます。

さて、第50回地域安全学会研究発表会(春季)を下記の通り開催いたします。なお、**Webフォームによる事前登録が必要**です。ふるってご応募くださいますようお願い申し上げます。

また論文投稿登録とは別に、春季大会への参加登録もお願いします。

I. 開催日時・場所

- (1) 日時：2022年5月20日(金)、21日(土)
- (2) 場所：愛媛大学城北キャンパス(愛媛県松山市文京町)

II. 投稿方法

論文を投稿するには、**Webフォームによる登録を行っていただく必要があります。発表形式は「口頭発表」のみです。**

II-1. Webフォームによる登録

- (1) 登録期限：2022年4月8日(金) 17時【厳守】
- (2) 下記のサイトより登録をお願いします。
<https://forms.gle/qdocXqRz6M9uMZcm8>
- (3) 発表は一人一論文のみです。
- (4) なおセキュリティ等の関係で上記のWebフォームにアクセスできない場合、下記までメールにて申し込みください。
chian-haru@isss.info
- (5) 登録確認後、受付メールを返信いたします。

II-2. 本文の送付

- (1) 送付期限：2022年4月18日(月) 17時【厳守】
- (2) 論文形式：
 - (a) 本ニューズレターに掲載してある投稿形式参照。なお、当学会のホームページ(www.isss.info)に掲載のMS-Wordテンプレートをダウンロードの上、利用可能。
 - (b) A4版、4ページ以内。PDFファイルに変換したものを投稿してください。
- (3) 送付先
 - (a) E-mail: chian-haru@isss.info
(PDFファイルをe-mailにて送付してください)

III. 投稿料の納入

- (1) 投稿料：2ページ：5,000円、4ページ：10,000円
- (2) 投稿料の納入方法
 - ① 期限：2022年4月18日(月)までに②宛てに振り込んでください。
 - ② 振込先：
銀行：りそな銀行 市ヶ谷支店
口座名：一般社団法人地域安全学会春季研究発表会口座
口座種別・番号：普通預金 1745815
振込者名：筆頭著者氏名
 - ③ その他：振り込みの際には、登録受理メールにて返信された受付番号を筆頭著者氏名の前に入力してください。
 - ④ 注意：査読論文の登載料振り込み口座(みずほ銀行 浅草支店：地域安全学会 論文口座)とは異なりますのでご注意ください。

(2) 投稿規程

平成 25 年 1 月
総会・春季研究発表会実行委員会

1. 一般論文投稿分野

地域社会の安全問題、解決策についての横断的な幅広い分野の研究・技術・実務などを論ずるもの、あるいは具体的な提言に関するもの。

2. 投稿者

論文の筆頭著者は、地域安全学会会員に限り、研究発表会において発表し、かつ討議に参加しなければならない。

3. 投稿先

地域安全学会総会・春季研究発表会実行委員会の宛先とする。

4. 発表方法

一般論文の発表方法は、「口頭発表」のみによる。筆頭著者（発表者）1人につき、1演題に限るものとする。

5. 投稿手続き

5-1 **投稿期限**：投稿期限は、総会案内と同時に会告する。

5-2 **投稿原稿の内容**：投稿原稿は、1編で完結したものとし、同一テーマのもとのシリーズ発表は受け付けない。

5-3 **使用言語**：投稿論文に使用可能な言語は、和文または英文でなければならない。

5-4 **提出原稿の様式**：投稿者は、期日までに「地域安全学会梗概集」に登載するための「印刷用オリジナル原稿」を総会・春季研究発表会実行委員会事務局まで提出しなければならない。提出原稿は、「一般論文投稿形式」によるものとし、図・表・写真を含め、オフセット印刷用の版下原稿とするため、本文・図・表・写真は鮮明なものとし、カラーは使用しない。

6. 著作権

「地域安全学会梗概集」に登載された論文の著作権は著者に属し、地域安全学会は、編集著作権を持つものとする。

(3) 執筆要領と投稿形式

地域安全学会講演概要集の執筆要領と和文原稿作成例

Guideline for Manuscript and Japanese Paper Sample of the Proceedings of Social Safety Science

地域 太郎¹, ○安全 花子²
Taro CHIIKI¹ and Hanako ANZEN²

¹ 地域安全大学 情報工学科

Department of Information Technology, Chiiki Anzen University

² 防災科学コンサルタント(株) 防災技術部

Department of Disaster Mitigation Engineering, Bousai Kagaku Consultants Co., Ltd.

The present file has been made as a print sample for the Proceedings of ISSS. The text of this file describes, in the camera-ready manuscript style, instructions for preparing manuscripts, thus allowing you to prepare your own manuscript just by replacing paragraphs of the present file with your own, by CUT & PASTE manipulations. Both left and right margins for your Abstract should be set 1 cm wider than those for the text of the article. The font used in the abstract is Times New Roman, 9pt, or equivalent. The length of the abstract should be within 7 lines.

Key Words : Times New Roman, italic, 9 point font, 3 to 6 words, one blank line below abstract, indent if key words exceed one line

1. レイアウト

(1) マージン等

- ・上下：各 20mm, 左右：各 20mm
- ・二段組み本文の段組間隔は 8mm

(2) フォント等

- ・題目：和文はゴシック 14pt, 中央揃え, 左右各 30mm のマージン。
英文は Times New Roman 12pt, 中央揃え, 左右各 30mm のマージン。
- ・著者名：和文は明朝 12pt, 中央揃え, 左右各 30mm のマージン。
英文は Times New Roman 12pt, 中央揃え, 左右各 30mm のマージン。
- ・著者所属：和文は明朝 9pt, 左揃え 30mm のマージン。
英文は Times New Roman 9pt, 左揃え 30mm のマージン。
- ・アブストラクト：英文 Times New Roman 9pt, 左揃え, 左右各 30mm のマージン。
- ・キーワード：Times New Roman, italic, 9pt, 3-6 語, 2 行以内, 左右各 30mm のマージン。
“Key Words” はボールドイタリック体。
- ・本文：明朝 9pt, 行替えの場合は 1 字下げ。
一章の見出し：ゴシック 10pt, 左寄せ
一節, 項の見出し：ゴシック 9pt, 左寄せ
一図, 表, 写真のキャプション：ゴシック 9pt, 中央揃え
- ・補注, 参考文献の指示：明朝 9pt の右肩上付き 1/4 角を原則としますが, 各学問分野の慣例に従っても構いません。
- ・補注(必要な場合)：“補注” はゴシック 10pt, 左寄せ, 補注自体は, 明朝 8pt。
- ・参考文献：“参考文献” はゴシック 10pt, 左寄せ。参考文献自体は, 明朝 8pt。

(3) 行数および字数

二段組みとし, 一段当りの幅は 81mm, 1 行当り 25 字, 行間隔は 4.3mm で, 1 ページ当り 60 行を標準として下さい。したがって, 文章のみのページでは 1 ページ当り 3,000 字が標準的な字数となります。

(4) 総ページ数

題目から参考文献までを含めて, 最大 4 ページの偶数ページとして下さい。

2. 英文論文への適用

本文を英文とする論文の執筆要領は, 本文が和文であることを前提として作成した本「執筆要領」に準拠して下さい。しかし, 英文の場合は, 和文のタイトル, 著者名, 所属は不要です。

本文のフォントは, Times New Roman 9pt を基本として使用して下さい。

3. 印刷用オリジナル原稿

「地域安全学会講演概要集」は, 定められた期日までに, 印刷用オリジナル原稿を提出していただきます。

印刷用オリジナル原稿とは, 印刷・出版用の高度なタイプライターもしくはコンピューターシステムを用いて作成され, そのままオフセット印刷にかけられる完全な体裁に整えられた原稿を指します。

4. 著作権と著者の責任

「地域安全学会講演概要集」に搭載された個々の著作物の著作権は著者に属し, 原稿の内容については著者が責任を持つことになります。したがって, 印刷後発見された誤植や内容の変更はできません。誤植の訂正や内容の変更が必要な場合は, 著者の責任において, 文書で, 当該論文が搭載されている「地域安全学会講演概要集」所有者に周知して下さい。

4. 2021 年地域安全学会論文賞および地域安全学会年間優秀論文賞審査報告

地域安全学会 学術委員会

2021 年は、査読論文（2021 年 3 月発行論文集 No.38（電子ジャーナル）、および 2021 年 11 月発行論文集 No.39（研究発表会）に、計 63 編の論文が掲載された。

これら 63 編の論文に対して、2021 年地域安全学会論文賞、および地域安全学会年間優秀論文賞の審査が行われた。ここでは、その審査要領と審査結果について報告する。

■「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会年間優秀論文賞」の審査要領

1. 授賞対象者

「地域安全学会論文賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」（研究発表会（秋季）査読論文および電子ジャーナル査読論文）に掲載された論文の著者で地域安全学会会員であり、原則として筆頭著者および共著者全員とする。

「地域安全学会年間優秀論文賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」（研究発表会（秋季）査読論文および電子ジャーナル査読論文）に掲載された論文の著者で地域安全学会会員であり、原則として筆頭著者とする。

2. 審査方法

- 1) 学術委員会委員全員、および学術委員長が委託する若干名から構成される審査会が審査を行なう。
- 2) 審査は、当該論文の新規性、有用性、完成度を評価の対象として、これを行う。
- 3) 審査の実施細目は別途定める。

3. 表彰

- 1) 賞は「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会年間優秀論文賞」と称する。
- 2) 「地域安全学会論文賞」の表彰は、賞状並びに記念メダルを贈り、これを行なう。
「地域安全学会年間優秀論文賞」の表彰は、賞状を贈り、これを行なう。
- 3) 表彰は選考された次年度の地域安全学会総会で行なう。

■審査概況(2021 年)

1. 審査会

2021 年の審査は、14 名の学術委員と、学術委員長が委託した 1 名の地域安全学会理事（村尾会長）で構成される審査会が、 編の査読論文に対して行われた。

2. 審査方法

審査対象論文の共著者である審査委員は、当該論文の審査から除外し、審査委員は除外された

論文以外の全ての論文に対して審査を行なった。各審査委員は、「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会年間優秀論文賞」候補について数件程度を選出し、審査会において両賞の候補について審議し受賞対象者を決定した。

■審査結果(2021 年地域安全学会論文賞)

審査会における審議の結果、以下の 1 編の論文の筆頭著者が選出された。

- ・「非負値行列因子分解を用いた南海トラフ巨大地震による津波浸水分布の空間分布特性の評価」(地域安全学会論文集 No.38)
高橋 幸宏 (岐阜大学大学院)

■審査結果(2021 年地域安全学会年間優秀論文賞)

審査会における審議の結果、以下の 2 編の論文の筆頭著者が選出された。

- ・「復興におけるコミュニティ単位の構造に関する研究 ―岩手県上閉伊郡大槌町町方・吉里吉里地区の復興事業の実践を通して」(地域安全学会論文集 No.39)
福島 秀哉 (東京大学大学院)
- ・「旧耐震基準の住宅棟数減少と南海トラフ地震における災害廃棄物低減量に関する検討」(地域安全学会論文集 No.39)
平山 修久 (名古屋大学)

5. 寄稿

広域避難における国の関与の必要性と自治体の役割：国民保護法に基づく避難からの示唆

国土舘大学 防災・救急救助総合研究所
中林啓修

1. はじめに

2021年5月、災害対策基本法が改正され、災害発生の危険が迫っている段階で市町村境界を越えた住民避難（「居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる」こと）が「広域避難」として制度化された（災害対策基本法第六十一条の四、五および六の各項）。既に同法第二款で規定されている「広域一時滞在」（災害発生後に行われる同趣旨の避難。）とあわせて、自然災害及び大規模事故等に起因する災害発生の前後において市町村あるいは都道府県の境界を越えた避難が可能になった。

さて、この話題に比べると極めて地味なトピックスであるが、2021年度は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）においても住民避難を巡る画期的な動きがあった。後述するように、2004年の国民保護法制定以降、同法にもとづいて行われてきた訓練の大部分は大規模テロを想定した緊急対処事態の訓練であり、要避難地位域と避難先が共に同一市町村内に指定される想定で行われてきた。しかし、今年度は、国主催の2つの訓練

（2021年11月：富山県、2022年1月：高知県、愛媛県および山口県）において、初めて市町村あるいは都道府県の境界を越えた避難を想定した訓練が実施された。

市町村あるいは都道府県の境界を越えた避難については、2000年9月から4年半にわたって行われた東京都三宅島からの全島避難や今なお続く東日本大震災における福島第一原子力発電所事故に伴う緊急避難など過去にもいくつか事例があるものの、制度的な観点で言えば、2021年度は、いわば「広域避難元年」とでも言うべき出来事が重なったのだが、筆者は2022年1月に行われた高知県、山口県および愛媛県における国主催の実動および図上訓練（令和3年度高知県・山口県・愛媛県共同実動・図上訓練）の評価委員長を務め、より間近で「広域避難」の実情を垣間見る機会を得た。そこで、本稿では、筆者がこれまでに関わってきた国民保護に関する取り組みを中心に、「広域避難」について論じてみたい。

以下、本稿は国民保護の概要および国民保護法で予定されている避難措置の内容を紹介したのち、国民保護法が適用される緊急事態の一つである武力攻撃事態（国家間の武力紛争）で想定される避難の様相を論じる。その上で、国民保護以外の制度等に見られる「広域避難」を外観したのち、これらとの比較を通じて緊急事態からの「広域避難」を考える際の論点を整理していく。

結論を先取りすると、大規模な広域避難を実現させるためには制度上の避難実施主体がどこにあるかにかかわらず国の関与が不可欠であるが、同時に、国を含む機関間連携を円滑に進めるためには、自治体による平素からの情報収集や広域避難に関する考え方の整理が重要となる。

2. 国民保護における避難措置

（1）国民保護の概要

日本に対する武力攻撃から国民の生命、身体、財産などを守るために行われる諸活動を国民保護という。国民保護は、国際人道法でいう文民保護に該当する概念であり、2004年に制定された

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）で規定されている。ここでいう「武力攻撃事態等」には、武力紛争を想定した「武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」および「武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」が含まれている。これに、大規模テロなどを想定した「緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態」を加えた3つの事態が国民保護法の適用対象となる事象である。

国民保護法は、住民等の避難、救援（災害救助法で行う救助に相当するもの）および武力攻撃災害への対処（消火活動や瓦礫除去など、災害対策基本法における警戒区域の設定に相当する措置なども含まれている）を中心とした各種措置について、武力攻撃事態等において行うべき内容を規定したのち、それらを選択的に緊急対処事態に準用するための規定を列挙する構成となっている。国民保護が国際人道法の文民保護に該当するといわれる所以である。

後述するように、国民保護に関する措置は、政府に設置された武力攻撃事態等対策本部（以下、対策本部）によって決定され、実施される。自治体や指定公共機関等（災害対策基本法における指定公共機関等と同様の位置付けの組織）も国民保護に関する措置に実施主体ではあるが、自治体の災害対応が自治事務として行われるのに対して、自治体が行う国民保護に関する措置は国の事務が移管された機関委任事務として行われる点が大きく異なっている。こうしたことから、国民保護に関する措置は国費によって行うことが基本となっている。

（２）国民保護法で予定されている避難措置

国民保護法の適用対象となるこれらの事態は、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）に基づき、対策本部長たる内閣総理大臣によって認定（事態認定）されることになっており、国民保護はこの事態認定を受けて実施されることになる。

事態認定にあたっては「対処基本方針」という文書が閣議決定されることになっており、この文書には、認定に至る経緯や国民保護を含む対処の大枠が示されている。対処基本方針を受けて、政府は、警報が発令される地域や要避難地域（避難すべき地域）および避難先地域の指定などを定めた「避難措置の指示」を示すことになっている。要避難地域に指定された都道府県は、この「避難措置の指示」をより具体化した「避難の指示」を發出し避難経路や避難手段を示すこととされている。市町村は、この「避難の指示」に基づき住民らの避難誘導を行うこととされているが、そのために「避難実施要領」を作成することとされている。避難実施要領には実際に避難すべき人数や集合場所あるいは細かな誘導経路、誘導担当者や連携すべき機関（警察、消防、自衛隊など）の連絡先など詳細な内容を書き込むこととなっているが、緊急時にこれらを迅速に作成することは非常に困難であることから、市町村には想定される事態ごとに平素から「避難実施要領のパターン」を作成しておくことが求められている。その上で、実際の避難手段は自治体ではなく指定公共機関/指定地方公共機関に指定された交通事業者等が提供することとなっている。図1は「避難措置の指示」、「避難の指示」および「避難実施要領」に記載すべき事項を整理したものである。

ところで、国民保護における「警報が発令される地域」とは、攻撃を受けることが確実視されている地域を指しており、この「警報が発令される地域」とその周辺を含めた合理的な範囲で要避難地域が指定されることとなっている。つまり、空間の範囲で言えば「要避難地域 \geq 警報の地域」となっており、これは風水害や土砂災害における気象警報と避難指示の関係とは逆になっている点は、国民保護における避難を考える上で留意する必要がある¹⁾。

避難措置の指示（国）	避難の指示（都道府県）	避難実施要領（市町村）
要避難地域	要避難地域	「避難措置の指示」および「避難の指示」に示された内容の概要
避難先地域	避難先地域	
関係機関が講ずべき措置の概要	関係機関が講ずべき措置の概要	避難の経路
	主要な避難の経路	避難の手段
	避難のための交通手段	その他避難の方法に関する事項
	その他避難の方法	避難住民の誘導の実施方法
		避難住民の誘導に係る関係職員の配置
		その他避難住民の誘導に関する事項
		前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

図1：国民保護での避難措置に関して国，都道府県，市町村で取りまとめるべき事項
国民保護法の各条文等を参考に筆者作成

（3）武力攻撃事態で想定される避難の様相

武力攻撃事態で想定される避難は実質的には「疎開」とも言うべきものであり，自然災害時の避難とは様相が大きく異なる．すなわち，避難規模は全市域や場合によっては全県単位となるような大規模なものであり，避難距離も相対的に長く，避難期間も数ヶ月から数年に及ぶことすらありうると考えられている．なぜなら，実際に武力紛争となれば，避難後，紛争が終結し住民が帰還できるまでの規範は非常に長くなることが予想されるからである．また，災害等での避難と異なり，要避難地域および避難先地域をあらかじめ絞り込むことも困難である．他方，こうした大規模な避難を要するような軍事的な緊急事態が突発的に発生するとは考えにくく，避難準備及び避難実施には一定の猶予が見込まれている²⁾．

幸いなことに国民保護法がこれまでに適用された事例はなく，従って，国民保護法に基づく広域避難も行われたことはない．また，冒頭に述べた通り，昨年度までに行われてきた国民保護訓練の大部分は大規模テロを想定した緊急対処事態の訓練であり，要避難地域及び避難先地域は共に同一市町村内に指定されるケースがほとんどであった．こうしたことから，制度上は広域避難が想定されている国民保護においても，その具体的な実施方法は最近になって手探りで模索されているのが実情である．この際の基本的な考え方は，「要避難地域内の住民や推定来訪者数」÷「要避難地域の内外を往来している公共交通機関の1日あたりの平素の輸送力」で求められる日数を基準に，武力攻撃事態の進展状況から考えられる安全な避難が見込める猶予日数や自衛隊等が事態に対処することで生じる避難のための交通インフラ等の利用への制約などを踏まえて，国，都道府県，市町村および輸送力を提供する指定公共機関等で必要な輸送力を調整していくというものである³⁾．表1は本年度の高知県，山口県および愛媛県における国主催の実動および図上訓練（令和3年度高知県・山口県・愛媛県共同実動・図上訓練）での検討を踏まえて考えられる具体的な避難決定までのフローの一案である．この訓練では，武力攻撃事態の発生が切迫し，武力攻撃予測事態の認定がなされたとの想定のもと，バス，航空機，船舶を用いて約ひと月間で山口県および愛媛県に全県民（約76万人）を避難させるという内容であった．

なお、表には反映していないが、避難経路の検討等並行して、避難先地域の自治体では、避難者の受け入れのための施設等の確保が進められることになる。上記の通り、国民保護での避難は長期にわたることが予想されることから、避難先も中長期的な滞在を前提に、公営住宅、民間賃貸住宅のほか、国の公務員官舎なども含めて確保することなどが考えられる。ここでも、国と自治体及び指定公共機関等による綿密な調整が重要になる。国民保護では、これらの調整を通じて先に紹介した「避難措置の指示」、 「避難の指示」 および「避難実施要領」を作成し、避難を進めることになる。

表1：武力攻撃事態での避難をめぐる調整フローの一案

	県・指定公共機関等	国
避難経路の確定	①候補となる港湾・空港の抽出（県） ②港湾・空港の制約条件の確認（県・指定公共機関等）	①' 国における輸送力の把握
輸送力の確保	③必要な船舶・航空機数を算定（県・指定公共機関等） ④必要船舶・航空機数の確保（県・指定公共機関等） ➢ 県による確保 ➢ 国への要請	⑤県などからの要請に基づく輸送力の確保
最終調整	⑥必要船舶・航空機数の確保完了 ⑦運用に向けた現地調整	⑧これまでの事項の避難措置の指示への反映
輸送実施	⑩避難の指示（県） および避難実施要領の作成（市町村） ⑩' 避難誘導（市町村等）	⑨難措置の指示

令和3年度高知県・山口県・愛媛県共同実動・図上訓練を踏まえて執筆者作成

3. 国民保護での避難措置以外で想定される「広域避難」

ところで、本稿冒頭では、少し気取って「広域避難元年」などと書いたが、市町村あるいは都道府県の境界を越えた避難を想定した制度は本稿が取り上げている国民保護を含めて既にいくつか存在している。国民保護法における避難については上記の通りだが、これを除く代表的な「広域避難」としては、まず、原子力災害に関するものが考えられる。原子力施設でなんらかの緊急事態が発生した場合、一定の基準に基づいて内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発表するが、この際、都道府県および市町村に対して避難を含む必要な措置を指示することとされている（原子力災害対策特別措置法第十五条第3項）。これを前提に、例えば関西広域連合では、京都府および福井県の原子力施設周辺自治体から府県境を跨いだ広域避難を想定したガイドラインを準備している⁴⁾（図2参照）。

また、南海トラフ地震に関連して、南海トラフ地震の震源域でM8クラスの地震発生後に臨時情報（巨大地震警戒）が発出された場合にも、上記のM8クラスの地震の被災地以外を含む広い地域で1週間程度を目処とした避難が予定されている。この場合の避難には、市町村域内の高台などで生活する場合も含まれていることから、全てが本稿でいう「広域避難」ではないものの、原子力災害や武力攻撃事態同様、市町村あるいは都道府県の境界を越えて多くの避難者が発生することも想定されている。

このほか、法的な裏付けを伴う制度とまでは言い切れないものの、特筆すべき事例として、東京東部低地帯に位置する5つの特別区による江東5区大規模水害対策協議会（2015年発足）が2018年にまとめた江東5区大規模水害広域避難計画がある。ここでは、最大約250万人の避難対象者を、自主避難の呼びかけ時間を含めた72時間程度で都外を含む浸水区域外へ避難させることが目指されている。

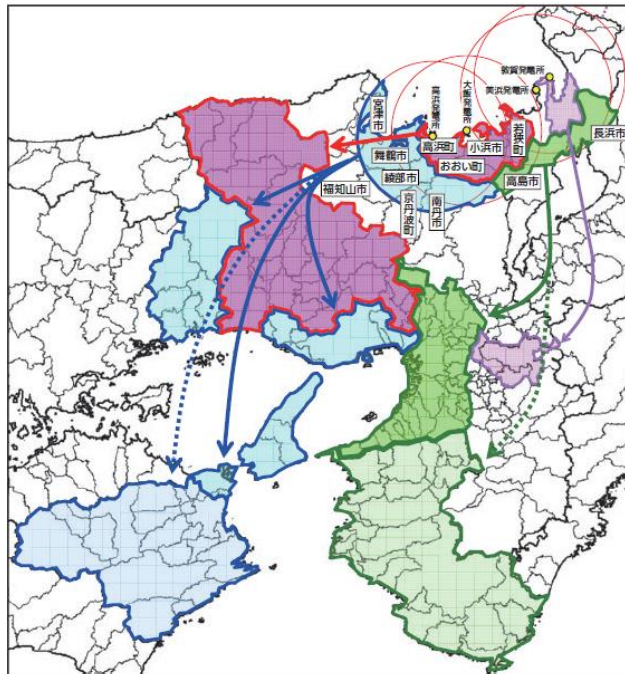


図2：関西広域連合による原子力災害に係る広域避難対策

関西広域連合 HP「原子力災害に係る広域避難対策の推進」より転載
<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/bosai/744.html> 最終確認 2022年2月8日



図3：江東5区大規模水害広域避難計画でイメージされている広域避難

「江東5区大規模水害広域避難計画リーフレット」⁶⁾より転載
https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/10884/koto5_leaflet.pdf 最終確認 2022年2月8日

4. 広域避難の論点：国の関与のあり方について

表2はここまで本稿で紹介してきた、「広域避難」（市町村あるいは都道府県の境界を越えた避難）とみなしうる制度上の避難措置を比較したものである。

江東5区での広域避難を除く、武力攻撃事態や原子力災害での避難あるいは「臨時情報」にもとづく避難はいずれも国（内閣総理大臣）によって避難が決定されており、広域避難の多くが国主導で実施することを想定していることが窺える。その理由としては、これらの災害対応自体が国主導で行うべきものであるとして制度設計がなされていることもあるが、そうしたことも含めて、これらの災害では基本的に多数の避難者が発生することが想定されていることが考えられる。実際、災害の規模を規定していない災害対策基本法での広域避難における国の関わりとしては、都道府県境をまたぐ避難（都道府県外広域避難）に際して、知事からの求めに応じて内閣総理大臣が助言を行うこと（災害対策基本法第六十一条の七第2項）であり、本稿で紹介してきた国民保護における避難措置などとは大きく異なった抑制的かつ限定的なものとなっている。

しかし、本稿で紹介した江東5区での広域避難では、今年度の国民保護訓練での想定避難者数約76万人を大きくこえる250万人を72時間で避難させることを目指しており、災害対策基本法に基づく避難であっても国による相当な関与や調整が必要になる可能性が高い。

この際の調整だが、武力攻撃事態（国民保護）では、交通インフラの利用をめぐる武力攻撃事態への軍事的な対応などとの調整や輸送力確保が主な論点となっていたが、それ以外の事例では、指定公共機関等による輸送力確保のほか、自家用車など住民自身が保有する避難手段の利用方法や自主避難に伴い発生する交通インフラへの影響抑制などが論点になるものと思われる（こうした論点が国民保護における避難措置で発生しないわけではない）。なぜなら、避難完了までの期間に比較的余裕があるとされている武力攻撃事態の場合の避難と異なり、原子力災害や自然災害での避難では時間的な余裕に乏しいことから、短期間に効率的に多くの避難者を移動させることが必要になるからである。

ただし、いかに国の関与が必要であるとしても、制度的には国が事務を担っている国民保護であつてさえ広域避難を国だけで行うことができないこともまた明らかである。事実、今年度の国の国民保護訓練でも国と自治体等との綿密な連携・調整によって避難を具体化していくプロセスが確認されている（表1参照）。

こうした観点から、自治体、特に市町村には地域としての大まかな避難方針（例えば集落ごとに同じ避難先となるような配慮や、年齢・健康状態などを踏まえた避難者の優先順位など）の検討や、検討の根拠となるどの集落にどのような世帯が住んでいるかといった基礎情報の収集が平素から求められる。そして事態によらず、広域避難を検討すべき状況に至った際には、事前に整理した方針や情報をもとに都道府県や政府との協議に積極的にコミットしていくことが求められている。

まとめると、大規模な広域避難を実現させるためには制度上の避難実施主体がどこにあるかにかかわらず国の関与が不可欠であるが、同時に、国を含む機関間連携を円滑に進めるためには、自治体による平素からの情報収集や広域避難に関する考え方の整理が重要となっている。いずれにしても、円滑に広域避難を実現するためには、そうした避難を必要とする危機事象がなんであれ、自治体と国との連携が重要であることを指摘して本稿のまとめとしたい。

表2：本稿で紹介してきた「広域避難」とみなしうる制度上の避難措置の比較

	武力攻撃事態における避難	原子力災害における避難	「臨時情報（巨大地震警戒）」にもとづく避難	江東5区大規模水害広域避難計画での「広域避難」
関連する法令	国民保護法	原子力災害対策特別措置法	大規模地震災害特別措置法	災害対策基本法
主たる避難決定権者	国民保護等対策本部長たる内閣総理大臣	内閣総理大臣	緊急災害対策本部長たる内閣総理大臣	江東5区の区長
避難開始時期	事態認定時（発災前を含む）以降	原子力緊急事態宣言時（発災後）以降	「臨時情報（巨大地震警戒）」発表時（発災前地域を含む）以降	発災前（約72時間前～9時間前）
避難完了までの期間	数週間	短時間	短時間	最大3日間程度（約72時間前～9時間前で実施）
避難先での滞在期間	相当長期	相当長期	1週間程度	2週間以上^
避難手段	主に指定公共機関が提供する輸送力	避難者自身の移動手段*及び指定公共機関が提供する輸送力	指定公共機関が提供する輸送力及び避難者自身の移動手段	避難者自身の移動手段及び公共交通機関

避難者自身の移動手段*：徒歩や自家用車など

2週間以上^：江東5区での50cm以上の浸水継続期間の想定による

参考文献等

- 1) 国民保護法制研究会，『逐条解説 国民保護法』（4版），ぎょうせい，2007年2月。
- 2) 中林啓修「武力攻撃事態における国民保護に関する制度運用の全体像と課題」，武田康裕編著『論究日本の危機管理体制』，第7章，159-179頁，芙蓉書房出版，2020年4月。
- 3) 中林啓修，「先島諸島をめぐる武力攻撃事態と国民保護法制の現代的課題 ―島外への避難と自治体の役割に焦点をあてて―」，国際安全保障第46巻第1号，88-106頁，2018年6月。
- 4) 関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（平成26年月策定，平成31年3月改訂）（<https://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/4/gaido.pdf> 最終確認2022年2月8日）
- 5) 江東5区広域避難推進協議会「江東5区大規模水害広域避難計画」（平成30年8月，https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/10884/koto5_main.pdf 最終確認2022年2月8日）
- 6) 「江東5区大規模水害広域避難計画リーフレット」（平成30年8月，https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/10884/koto5_leaflet.pdf 最終確認2022年2月8日）

6. 地域安全学会からのお知らせ

(1) 安全工学シンポジウム 2022 の講演募集

「安全工学シンポジウム 2022」は、安全工学に関する各分野における問題点提起、優れた研究成果の講演と技術交流により、安全工学および関連分野の発展に寄与することを目的とし、特別講演をはじめオーガナイズドセッション、パネルディスカッション、一般講演等の開催が予定されております。皆様の多数のご参加をお待ちしております。

- ・ **主催**：日本学術会議／共催：日本建築学会・地域安全学会 他 33 学協会
- ・ **会期**：2022 年 6 月 29 日(水), 30 日(木), 7 月 1 日(金)の 3 日間
- ・ **会場**：日本学術会議 (東京都港区六本木 7-22-34) [交通] 東京メトロ千代田線「乃木坂」駅 5 出口
※なお、コロナウィルスの状況によってはオンライン開催になる可能性があります。
- ・ **講演申込**：2022 年 3 月 4 日 (金)
- ・ **講演内容の修正・原稿投稿**：2022 年 5 月 13 日 (金)
- ・ **参加登録予約申込締切**：なし。当日直接会場にお越し下さい。
- ・ **発表形式**：口頭発表 (1 題 20 分 (講演 15 分, 討論 5 分)) のみ。日本学術会議主催「安全工学シンポジウム 2022」は、安全工学に関する各分野における問題点提起、優れた研究成果の講演と技術交流により、安全工学および関連分野の発展に寄与することを目的とし、特別講演をはじめオーガナイズドセッション、パネルディスカッション、一般講演等の開催が予定されております。皆様の多数のご参加をお待ちしております。
- ・ **発表申込方法**：講演希望者は、安全工学シンポジウム 2022 ホームページよりお申し込み下さい。
- ・ **予稿原稿**：審査の結果、採択された講演については、A4 判 2 頁または 4 頁の原稿を PDF 形式で提出していただきます。
- ・ **参加登録費**：無料。講演予稿集は希望者に配布します (予価 1 部 5,000 円。但し、学生は 1 部 2,000 円)
- ・ **参加登録予約申込方法**：なし。当日直接会場にお越し下さい。
- ・ **注意事項**：会場内における参加者個人での録音、撮影は禁止いたします。
- ・ **申込み・問合せ**：

公益社団法人 土木学会 TEL: 03-3355-3559

E-mail anzen@gakkai-web.net

<https://www.anzen.org/index.htm>

(2) 第 51 回 (2022 年度) 研究発表会 (秋季) 査読論文 (地域安全学会論文集 No. 41) の募集と投稿方法

2022 年 2 月
地域安全学会 学術委員会

2022 年 5 月 6 日 (金) 正午 12:00 までの期間内に、地域安全学会ホームページ (<http://issj.jp.net/>) にある論文募集案内の「オンライン論文投稿・査読システム」リンクを通じて、論文投稿を行って下さい。

研究発表会論文につきましては、筆頭著者 1 名につき 1 本しか投稿できません。また本論文は秋に開催される地域安全学会研究発表会での発表を義務づけております。

査読は、カラー原稿を前提として行います。なお、再録、印刷される冊子体論文集はすべて白黒印刷とします。また、論文別刷りの作成・送付は行わないこととしておりますので、ご了承下さい。

また、2009 年度より審査付の論文集 (電子ジャーナル) を発行しております。これに伴い、第二次審査において採用とならなかった論文のうち、一部の修正により採用となる可能性があるものと認められるものは、著者が希望すれば、再度修正・審査を行い、審査の結果、採用となれば地域安全学会論文集 No. 42 (電子ジャーナル) (2023 年 3 月発行予定) に掲載します。この場合、修正は 1 回のみとし執筆要領は査読論文の執筆要領に準拠します。

2020 年の第 47 回研究発表会 (秋季) 査読論文 (地域安全学会論文集 No. 37) より、査読用論文原稿には氏名、所属および謝辞を記載することとなりました。投稿する際には、ホームページ上のテンプレートを必ずご使用下さい。

会員各位の積極的な研究発表会査読論文の投稿をお願いします。

1. 日程等

- (1) 研究発表会論文申込と査読用論文原稿の投稿期限 (オンライン論文投稿・査読システム)
2022 年 5 月 6 日 (金) 12:00 (正午, 時間厳守)
※本学会のオンライン論文投稿・査読システムでは、1 度投稿すると修正できません。十分に確認の上で投稿ください。
※また 1 投稿あたり 1 件の投稿料が必要です。同じ論文を複数回投稿することがないようにご注意ください。
- (2) 第一次審査結果の通知
2022 年 7 月下旬
- (3) 修正原稿の提出期限 (オンライン論文投稿・査読システム)
2022 年 8 月 12 日 (金) 12:00 (正午, 時間厳守)
- (4) 「地域安全学会論文集 No. 41」への登載可否 (第二次審査結果) の通知
2022 年 9 月上旬
- (5) 登載決定後の最終原稿の提出期限 (オンライン論文投稿・査読システム)
PDF ファイル と Word ファイル のオンライン上での提出
2022 年 9 月 23 日 (金) 12:00 (正午, 時間厳守)
- (6) 地域安全学会研究発表会での登載可の論文の発表 (論文奨励賞の審査を兼ねる)
月日: 2022 年 10 月 29 日 (土) ~ 10 月 30 日 (日) **※土日での開催です**
場所: 静岡県地震防災センター (予定)
- (7) 論文賞・年間優秀論文賞・論文奨励賞授与式 (次年度総会に予定)

2. 査読料の納入

- (1) 査読料 1 万円/編
 - ①期 限: 2022 年 5 月 11 日 (水) までに、②宛てに振り込んで下さい。
 - ②振込先: 　りそな銀行 市ヶ谷支店
　口 座 名: 一般社団法人地域安全学会 査読論文口座
　口座種別: 普通口座
　口座番号: 1745807
　振込者名: 受付番号+筆頭著者名 (例: 2022-000 チイキタロウ)
 - ③その他: 査読料の入金確認をもって論文申込手続きの完了とさせていただきます。
　<投稿論文に形式上の不備があり、実際の査読が実施されない場合も返金いたしません>

3. 掲載料の納入

- (1) 掲載料 (CD-ROM 版論文集 1 枚 + 冊子体論文集 1 冊を含む)
6 ページは 2 万円 / 編, 10 頁を限度とする偶数頁の増頁については, 5 千円 / 2 頁.
- (2) 掲載料の納入方法
2022 年 9 月 28 日(水)までに, 上記 2. (1)-②の振込先に振込んで下さい.

4. 論文奨励賞

- (1) 論文奨励賞の対象の発表者については, 研究発表会の初日 (2022 年 10 月 29 日) に発表をいただくこととします. 該当する発表者にご留意下さい.
- (2) 論文奨励賞の対象は, 下記となります. 以下審査要領より抜粋.
「地域安全学会論文奨励賞」の授賞対象者は, 「地域安全学会論文集」に掲載された「研究発表会 (秋季) 査読論文」の筆頭著者でかつ研究発表会で発表を行なった者であり, 研究実施または論文作成において指導を受ける立場にある 40 歳 (当該年度 4 月 1 日時点) 未満の者とする. ただし, 実務者等は研究歴等を考慮し年齢規定を緩和することもある. 再受賞は認めない.

5. その他の注意事項

- (1) 執筆要領テンプレートの入手方法
「論文集の執筆要領」は, 電子ファイル「論文集の執筆要領と和文原稿作成例」(テンプレート) が, 地域安全学会ホームページ (<http://iss.jp.net/>) にありますので, 必ず最新のテンプレートをご利用下さい. なお, 2020 年の第 47 回研究発表会 (秋季) 査読論文 (地域安全学会論文集 No. 37) より, 査読用論文原稿には氏名, 所属および謝辞を記載することとなりましたので, ご注意ください. 詳細につきましては執筆要領をご参照下さい.
- (2) 申込だけで原稿が未提出のもの, 査読料の払い込みのないもの, 投稿論文が執筆要領に準じていないもの, および期限後の電子投稿は原則として受理できません.
- (3) 「冊子体論文集」は, 最終原稿ファイル (PDF 形式) の白黒出力を掲載します. 原稿がカラー版の場合でも白黒印刷となります. しかし, 「冊子体論文集」に添付される「CD-ROM 版論文集」には, カラー図版に関する制限はありません.

会員の皆様へ 論文査読のご協力お願い

「地域安全学会論文集」への投稿論文につきましては, 学術委員会にて論文 1 編あたり 2 名の査読者を, 原則として会員内より選出し, 査読依頼を e-mail で送信いたします. なお, 2018 年の第 43 回研究発表会 (秋季) 査読論文から, 「オンライン論文投稿・査読システム」を使用して, 査読業務 (論文ダウンロードから査読結果の入力まで) を行なっていただきますので, ご留意下さい.

地域安全学会の会員各位におかれましては, 学術委員会より査読依頼が届きましたら, ご多用中のことと存じますが, ご協力の程, よろしくお願い申し上げます.



地域安全学会ニューズレター
第 118 号 2022 年 2 月

地 域 安 全 学 会 事 務 局
〒102-0085 東京都千代田区六番町 13-7
中島ビル 2 階
株式会社サイエンスクラフト内
電話・FAX : 03-3261-6199
e-mail : iss2008@iss.info

次のニューズレター発行までの最新情報は、学会ホームページ (<http://iss.jp.net/>) をご覧ください。